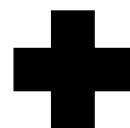


相談支援専門員の要件

実務経験

障害者の相談支援・直接支援
などの業務（3～10年）



各都道府県が実施する
相談支援従事者初任者
研修（31.5時間）を受講
【全日程（5日間）の研修を修了】

- 社会福祉士、精神保健福祉士などの国家資格等に基づく業務に通算して5年以上従事している者であれば、実務経験は「3年以上」あればよい
 - 実務経験の「1年」は、「1年あたり180日以上ある」場合をいう
 - 『初任者研修』を修了した日の属する年度の“翌年度を初年度”とする同年度以降の“5年度ごとの各年度の末日までに”『現任研修』を修了することにより、「相談支援専門員」の資格を更新することができる
- ※ 5年度ごとの現任研修を修了しないと、改めて初任者研修を修了しなければならない

相談支援専門員の実務要件

（「指定計画相談支援の提供に当たる者として厚生労働省大臣が定めるもの」H24. 3. 30 厚生労働省告示 227 号から整理）

業務の範囲	対象となる事業・業務等（※1）	経験年数
① 相談支援業務 ※ 日常生活の自立に関する相談に関する相談に応じ、助言・指導等の支援を行う業務	平成 18 年 10 月 1 日において現に次のイ又はロに掲げる業務に従事する者が、平成 18 年 9 月 30 日までに従事した期間 イ 障害児相談支援事業、身体障害者相談支援事業、知的障害者相談支援事業 ロ 精神障害者地域生活支援センター	通算して3年以上
	イ 障害児相談支援事業、身体障害者相談支援事業、知的障害者相談支援事業 ロ 児童相談所、身体障害者更生相談所、精神障害者地域生活支援センター、知的障害者更生相談所、福祉事務所 ハ 障害者支援施設、障害児入所施設、老人福祉施設、精神保健福祉センター、救護施設及び更生施設、介護老人保健施設 ニ 次のいずれかに該当する者が従事する病院又は診療所 （1）社会福祉主事任用資格者 （2）相談支援の業務に関する基礎的な研修を修了する等により相談支援の業務を行うために必要な知識及び技術を習得した者と認められる者 （3）国家資格等（※2）を有している者 （4）上記イからハに掲げる従業者及び従事者の期間が1年以上（※3）である者 ホ 障害者職業センター、障害者就業・生活支援センター ヘ 特別支援学校（就学相談、教育相談、進路相談などの業務）	通算して5年以上
② 直接支援業務 ※ 入浴・排せつ・食事等の介護、介護に関する指導の業務	社会福祉主事任用資格等でない者が次の施設、事業所、事業等に従事した期間 障害者支援施設、障害児入所施設、老人福祉施設、介護老人保健施設、療養病床、障害福祉サービス事業、障害児通所支援事業、老人居宅介護等事業、病院、診療所、薬局、訪問看護事業所	通算して10年以上
③ 有資格者	次のいずれかに該当する者が、上記②に掲げる業務に従事する場合 （1）社会福祉主事任用資格 （2）相談支援の業務に関する基礎的な研修を修了する等により相談の業務を行うために必要な知識及び技術を習得した者と認められる者 （3）児童指導員任用資格 （4）保育士 （5）精神障害者社会復帰指導員任用資格	通算して5年以上
	国家資格等（※2）に基づく業務に通算して5年以上従事している者が、上記①及び②に掲げる業務に従事する場合	通算して3年以上

（※1）明記している事業名、施設名・事業所名以外のその他これらに準ずる事業等については、個別に聞き取り等を行い実務経験を判断するものとする。

（※2）医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、視能訓練士、義肢装具士、歯科衛生士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、管理栄養士、栄養士、精神保健福祉士

（※3）「1年以上」→ 業務に従事した期間が1年以上かつ実際に従事した日数が1年あたり180日以上